

- 8
- 一、職夫を本職工に採用するの件
  - 一、割増金三割本給繰入の件
  - 一、製鐵所解散慰勞金支給の件
  - 一、退職手当増額の件
  - 一、共済組合法人化の件
  - 一、評價審査委員會へ職工代表參加の件
  - 一、合同會社重役會議へ職工代表參加の件
  - 一、中井長官を初代社長に推薦の件
  - 一、現幹部を新會社の重役とすること
  - 一、職員の身分變更に關し手當金支給の件
  - 一、大會決議事項要望實行の件
  - b、大會期日 三月二十三日午後六時
  - o、大會々場 通町十一丁目太陽館
  - d、各工場毎に二十名に一名の割合にて代議員證一、三〇〇

- 4、全従業員大會
- 名分を配布すること
- 合同反對運動に對する従業員最後の態度を決定すべき大會は前項の通三月二十三日午後六時より八幡市通町十一丁目太陽館に於て開催、出席者六八〇名に對した。
- a、會場に掲げたスローガン
- 一、國營なればこそ忍んでゐた
  - 一、首領を責へ中井長官を初代社長にせよ
  - 一、二重搾取絶對反對だ職夫を即時職工にしる
  - 一、二重賃金制絶對反對だ割増を即時本給に繰入れる
  - 一、新會社經營を資本家に獨裁さすな
- 重役會議に職工を參加させる
- 一、ボロ會社を監視しろ合同評價委員會に職工を入れる
  - 一、官業故犠牲的に働いて來た俺達だ合同するなら手切金